参考資料３

富山県自転車活用推進連絡会議設置要綱

（目的）

第１条　富山県自転車活用推進条例（平成31年富山県条例第１号）第９条に基づき、富山県自転車活用推進計画（以下「計画」という。）に位置付けられた施策を推進するため、富山県自転車活用推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌）

第２条　連絡会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

⑴ 計画に基づく施策の推進に関すること。

⑵ その他自転車の活用に関する施策の推進に関すること。

（組織）

第３条　連絡会議は、委員20名以内で組織する。

（委員）

第４条　連絡会議は、市町村や観光・交通関係団体・事業者、自動車・スポーツ・教育関係者等の代表者等のうちから知事が委嘱する。

（任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長）

第６条　連絡会議に座長を置く。

２　座長は、富山県観光推進局長をもって充てる。

３　座長は、会議を進行する。

（オブザーバー）

第７条　知事は、必要な意見を聴くため、オブザーバーを委嘱することができる。

（会議）

第８条　連絡会議は、知事が招集する。

２　座長が必要と認めた場合は、連絡会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第９条　連絡会議の庶務は、富山県観光推進局観光資源活用室において処理する。

（雑則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年２月９日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。